

居宅介護支援事業所の特定事業所加算

1 概要

居宅介護支援事業所の特定事業所加算の算定要件には、平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日（平成 28 年 11 月 22 日）から、「**介護支援専門員実務者研修における科目ケアマネジメントの基礎技術に関する実習**」等に協力又は協力体制を確保していること、が追加されました。

本県では栃木県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所（以下「協力事業所という」）に登録されていること、又は登録申請の誓約をすること（誓約書の提出）が必要になります。

2 加算算定に係る手続き

(1) 特定事業所加算を算定している事業所

① 平成 28 年度協力事業所に登録されている事業所

⇒平成 29 年度も引き続き協力事業所として登録されるため、手続きは不要。

② 誓約書の提出をして、特定事業所加算を算定している事業所

⇒平成 29 年度に登録申請をすることが必要になります。平成 29 年度に登録申請については、平成 29 年 9 月～10 月頃を予定しています。県や社会福祉法人とちぎ健康福祉協会のホームページなどで周知する予定です。

(2) 新たに特定事業所加算の算定を行う事業所

⇒主任介護支援専門員の配置などの算定要件を満たした上で、登録申請の誓約（誓約書の提出）が必要です。

算定を開始する月の前月 15 日までに、体制届出書や必要な添付書類に併せて登録申請の誓約書（様式任意）を提出してください。健康福祉センターで提出書類の確認を行います。

加算の算定開始後は(1) ②と同様、登録申請を行ってください。

※誓約書を提出して、加算の算定を開始したにもかかわらず、登録申請を行わない場合や研修受入協力しない場合には、加算の取得時期に遡って報酬返還することになります。

平成 29 年〇月〇〇日

栃木県知事宛て

申請者 住所
名称及び代表者の職氏名 印

平成 29 年度栃木県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請の誓約書

〇〇〇〇事業所は、平成 29 年度の栃木県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所の登録申請を行うことを誓約します。